

運営推進会議及び介護・医療連携推進会議について

1 「運営推進会議」及び「介護・医療連携推進会議」とは

| 運営推進会議 |
|--|
| 事業所が、利用者の家族や地域住民の代表者等に、提供しているサービス内容を明らかにすることにより、 <u>事業所による利用者の「抱え込み」を防止し、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質の確保を図る</u> ことを目的として設置するもの |

| 介護・医療連携推進会議 |
|--|
| 事業所が、利用者の家族や地域住民の代表者等に、提供しているサービス内容を明らかにすることにより、 <u>地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質の確保を図ること</u> および当該会議において、 <u>地域における介護および医療に関する課題について関係者が情報共有を行い、介護と医療の連携を図る</u> ことを目的として設置するもの |

2 運営推進会議等の開催準備

(1) 設置主体

事業者が自ら設置・開催・運営します。

(2) 開催時期・回数

【運営推進会議】

| サービス種別 | 開催回数 |
|----------------------|-------------------------|
| 認知症対応型共同生活介護 | おおむね2か月に1回以上 (年6回以上) |
| 小規模多機能型居宅介護 | |
| 看護小規模多機能型居宅介護 | |
| 地域密着型特定施設入居者生活介護 | |
| 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 | おおむね6か月に1回以上 (年2回以上) |
| 地域密着型通所介護 | |
| 認知症対応型通所介護 | |

【介護・医療連携推進会議】

| サービス種別 | 開催回数 |
|------------------|-------------------------|
| 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 | おおむね6か月に1回以上 (年2回以上) |

※ 規定の回数を開催していない場合は、運営基準違反となります。

(3) 構成員

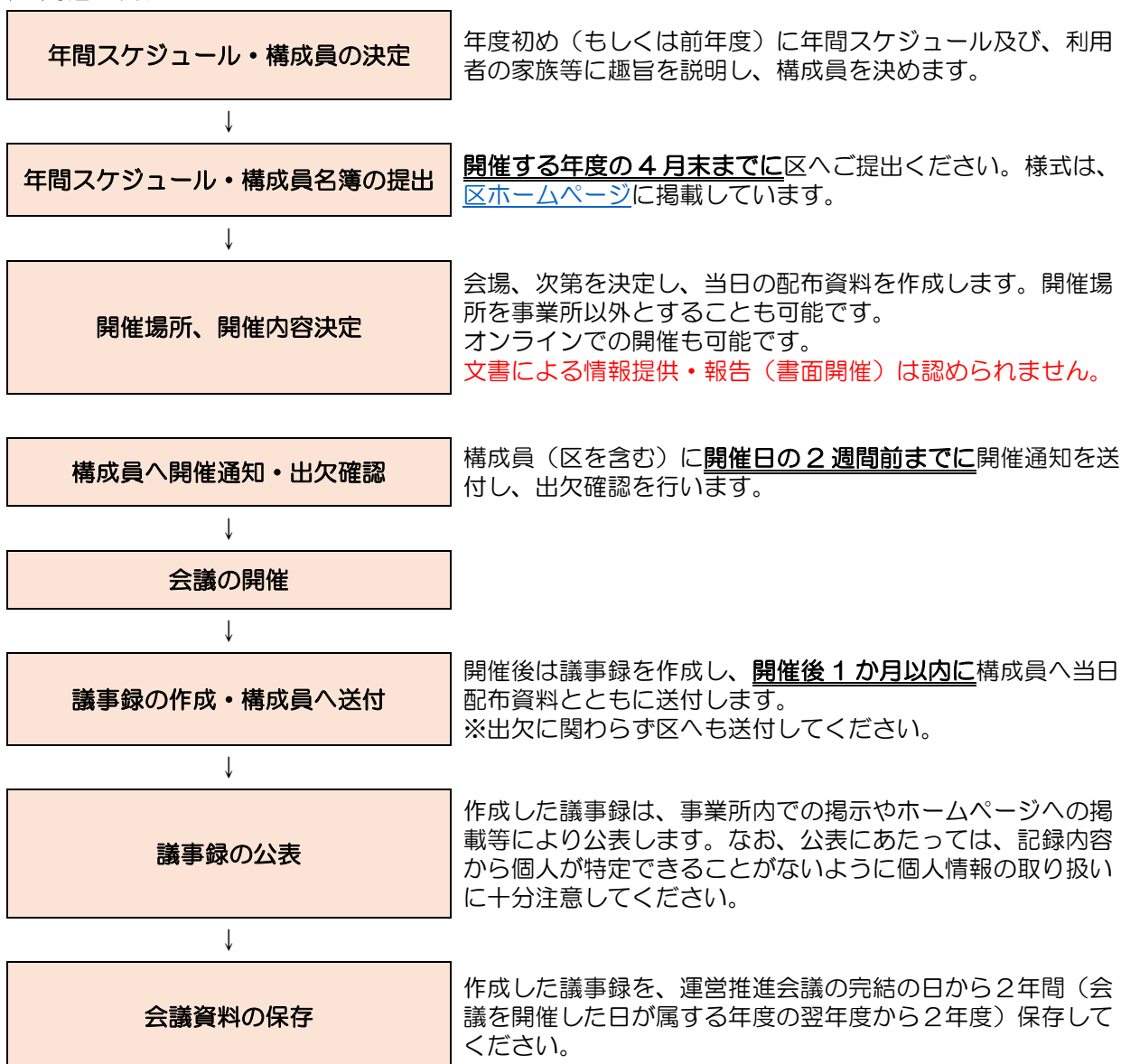
| |
|--|
| 運営推進会議 |
| 利用者 |
| 利用者家族 |
| 地域住民の代表者（町会役員、民生委員、老人クラブの代表等） |
| 区職員 |
| 地域包括支援センターの職員 |
| 当該事業についての知見を有するもの（他法人の介護事業所の管理者・ケアマネジャー・介護相談員等、連携医療関係者等） |
| 介護・医療連携推進会議 |
| 上記に加え、地域の連携医療関係者（地域の医療機関の医師やソーシャルワーカー等） |

※ 区は、構成員が適正にそろっているかを構成員名簿等で確認します。**地域住民の代表者**や**当該事業について知見を有するもの**が名簿に記載されていなかった事業所も見受けられましたので、必ず上記の構成員の設定をお願いします。

3 会議の開催

(1) 開催の流れ

会議の開催毎に実施



区ホームページ：https://www.city.sumida.lg.jp/kenko_fukushi/koureisya_kaigohoken/kaigo_hoken/ta9010002023013.html

(2) 会議の内容

サービスの提供状況を報告し、参加者から評価を受けるとともに、必要な要望・助言等を聴く機会としてください。具体例については、以下を参考にしてください。

| 内容（例） |
|--|
| 事業運営の基本方針 |
| 日常サービスの提供内容や定例行事の実施報告 |
| 利用者の構成（年齢、要介護度、利用年数等） |
| ヒヤリハット、事故報告（発生状況、再発防止策等） |
| 利用者の健康管理に係る取り組み（熱中症や感染症に対する取り組み等） |
| 非常災害対策の取り組み（消防計画の策定・見直し、避難訓練の実施等） |
| 地域連携の取り組み（地域行事への参加、異年齢交流、ボランティアの受け入れ等） |

※ 事故報告については、**区へ事故報告書の提出が必要**（擦過傷や打撲など比較的軽易なけがの場合、老衰等により死亡した場合（看取り期にある場合や病気が主原因であることが明らかである場合等。）を除く）、となります。

資料には、**区へ事故報告をしたものなのか、軽微な事故なのかを分かるように記載をお願いします。**

事故報告書の詳細は、[区ホームページ](#)をご確認ください。

区ホームページ：https://www.city.sumida.lg.jp/online_service/sinsei/kaigo/jikohoukokusyo.html

4 合同開催について

運営推進会議等の効率化や、事業所間のネットワーク形成の促進等の観点から、次に掲げる条件を満たす場合は、複数の事業所の運営推進会議等を合同で開催することが可能です。なお合同で開催する場合は、**必ず各事業所の運営推進会議等の構成員へ開催通知を送付してください**。開催通知には、合同で開催する事業所名を記載してください。

【条件】

- ① 利用者及び利用者家族については匿名とするなど、個人情報・プライバシーを保護すること。
- ② 同一の日常生活圏域内に所在する事業所であること。ただし、事業所間のネットワーク形成の促進が図られる範囲で、地域の実情に合わせて、市町村区域の単位等内に所在する事業所であっても差し支えないこと。
- ③ 合同で開催する回数が、1年度に開催すべき運営推進会議等の開催回数の半数を超えないこと。（地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護は除く）
- ④ 外部評価を行う運営推進会議等は、単独で開催すること。（定期巡回・随時対応型訪問介護看護、（看護）小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護のみ）

| サービス種別 | 合同開催の条件 | | | |
|----------------------|----------------|-------------|---------------|---------------|
| | ①個人情報・プライバシー保護 | ②同一の日常生活圏域内 | ③開催回数の半数を超えない | ④外部評価を行う場合は単独 |
| 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 認知症対応型共同生活介護 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 小規模多機能型居宅介護 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 看護小規模多機能型居宅介護 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 地域密着型特定施設入居者生活介護 | ○ | ○ | ○ | X |
| 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 | ○ | ○ | ○ | X |
| 地域密着型通所介護 | ○ | ○ | X | X |
| 認知症対応型通所介護 | ○ | ○ | X | X |